

市職員の不祥事に係る経過について

1 生活援護課職員による生活保護費（施術費）の不正支出について

生活援護課職員による生活保護費（施術費）の不正支出1,651,500円（うち、1,572,500円は課内の金庫と壁の隙間から発見されています。）については、平成28年10月24日に藤沢警察署へ被害届（被疑者不詳）を提出し、令和元年12月10日に藤沢警察署から、本件について、同日付けで検察官に書類を送致した旨の連絡がありました。

その後、同年12月24日に藤沢警察署から、本件について、捜査の結果不起訴処分となった旨の連絡があり、翌12月25日に横浜地方検察庁に確認したところ、不起訴処分は同年12月19日付けで、不起訴処分の理由は被疑者不詳によるとのことでした。同年12月27日に横浜地方検察庁から、本件について、不起訴処分とした旨の正式な通知がありました。

また、令和2年1月8日に藤沢警察署から、証拠品として提出していた1,572,500円が返還されましたので、歳入（雑入）として処理しました。あわせて、国庫負担金については、県と調整しながら精算処理を行います。

2 学校給食課職員による給食費の不正支出及び私的流用について

元職員による給食費の不正支出及び私的流用については、引き続き藤沢警察署へ捜査の進捗状況の確認を行っていますが、現在も捜査中であり、詳細については答えられないとのことですので、今後も定期的に確認を続けます。

また、民事事件については、元職員への求償訴訟の判決が確定したことを受け、判決で認められた55,008,350円及び退職手当の返納分24,655,210円について、判決に従った支払いを早急に行うよう、本市の代理人弁護士を通じて相手方に働きかけています。

なお、藤沢市財産に関する調書明細書に債権として計上している学校給食費損害賠償金弁済金については、今年度末に確定した額に変更します。

3 介護保険課における介護サービスに係る第三者行為求償事務の不適正な処理について

平成30年11月14日に判明した第三者行為求償事務の処理を放置していた126件のうち、介護サービスの利用があり求償が必要と判断した46件について、求償に向けた処理を進めてきました。

このうち、求償不能としていた8件については、最終的に、保険会社から時効を援用する旨が書面をもって回答されました。

残る38件については、神奈川県国民健康保険団体連合会へ求償事務の委託を行うなどした結果、23件は相手方の無責等による非該当、13件は応償があり（うち、3件は示談継続中のため賠償額未確定）、現時点において11,630,389円が納入されました。

なお、調査継続としてきた2件については、保険会社から応償があり、令和元年12月27日付けで、943,012円の支払いがあったことを確認しました。

以 上

(総務部 行政総務課 職員課 内部統制推進室)
(福祉健康部 介護保険課 生活援護課)
(教育部 学校給食課)